

欠格条項イベント

木村由美
(社会福祉士)

自己紹介：木村由美（きむらゆみ）

- 重複障害当事者

- 肢体障害、視覚障害、言語障害、てんかん発作

- 本日の内容

- 自己紹介
- 欠格条項とのかかわり
- 現在の思い

自己紹介

- 4月で4年目を迎える社会福祉士
- 現在の活動
 - 一般社団法人全国障害学生支援センター事務局次長
 - 自立生活センター（交通バリアフリー問題）
 - 当事者の伴走
- 活動方法（オンラインが多い）
 - 自宅のゲーミングチェア
 - ノートパソコンをオンラインにつなぐ
 - チャットを活用

自己紹介(続き)

•活動方法

- 職務の特性上、守秘義務が必須条件
- →専用の看板を作り、作業中は画面だけ隠れるように

- 最近はオフラインの活動も増加。
- 介助者と共に車椅子で飛び回り、パソコン画面に文字を表示して活動している

欠格条項とのかかわり

• 欠格条項との出会い

- 聴覚障害の早瀬久美さん(旧姓 後藤久美さん)が薬剤師の国家試験に無事合格したにも関わらず、免許が交付されなかった出来事
- その理由が薬剤師法に「欠格条項」が入っていたこととニュースで知る(単純に、「なんで?」と思う。)
- その時は、自分の身に欠格条項の恐怖が忍び寄るという危機感が全くなかった。
- 「おかしい」と思ったものの正直半分以上他人事のように

欠格条項とのかかわり(続き)

- その後

- 社会福祉士国家試験に合格する前年度ごろ
社会福祉士及び介護福祉士法が改正
→相対的欠格事由が創設されました

中身は以下

社会福祉士及び介護福祉士法

- 第三条第一号 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。
 - 一 心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

具体的な「心身の故障」に関しては最初によく分からなかったが・・・以下のように書かれていた。

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則
 - 第一条の二 法第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

法律と自分とのかかわり

- 自分自身：意識が途絶えるてんかん発作が該当
- 「てんかんの発作がある人は社会福祉士になれないのか……」
- しかも…
 - 受験上の配慮を申請する時に、合理的配慮を受ける目的でてんかんも伝えてある。
 - 仮に試験に受かったとしても、社会福祉士登録してもらえないのではないかという不安
 - 社会福祉士として登録しなければ社会福祉士になれない
- 既に願書と配慮申請書は提出、受験料払い込み済み
→不安な3か月間。

自分を支えたものと試験後

- インターネットでの情報収集
- 似たような体験を持つ人を探すこと
- → てんかんをもって、相対的欠格事由に引っかかったという事例には出会わなかった

- その時思ったこと
 - 試験を普通に受けて合格すること。
 - 万が一受かって登録の時に何かあった時は、泣き寝入りせず、必ず声を上げよう。
 - そのための情報は集めておこう。

- 試験には無事合格し、合格証と一緒に登録証が届く
 - 相対的欠格事由についての説明と該当項目を塗りつぶして出してくださいという用紙が...

考えたこと

•私の場合

- 確かに発作で意識がなくなると判断やコミュニケーションに障害はあります。
(発作中のはなし)
- 発作は多くても数十秒、もしくは今までの最長記録でも5分程度。
- 24時間365日ずっと発作がある人はいないのが普通、発作の無い時間のほうが大半。

•→「いざと言うときは

仕事は発作の無い時にやれば良い」。

考えたこと(続き)

- 2か月に1回ほど、忘れたところに発作が・・・
- → その日数十秒をてんかんに使って
あとはバリバリ働ける
- つまり、てんかんだからといって
相対的欠格事由には該当しない
- 不安を抱えながら書類を投函
- → 思ったより早く、
登録証が来たのでびっくり

私の思い

- 不安は的中することなく「良かったな」。
- その後相対的欠格事由で免許を交付されなかった事例は一つもないと聞いている。
- →相対的欠格事由は免許を取ろうとする人たちに不安をおおるだけで、一つも意味をなしていない。

- 「意味がないのにいる？」というのが正直な思い。
(「いりません」)

- 免許をとって思ったこと：
 - 気を付けなければならない事、できない事はたくさんある。
 - 同時にできることもたくさんある。

私の思い(続き)

- 自分の特性を知って体調の管理はきちんと。
 - それはどこにどんな障害があっても、障害がなくても
てんかんがあってもなくても同じこと
 - 相対的欠格事由、欠格条項そのものが不要
- (障害があると資格が取れないと)
誤認識して夢や希望を諦めてしまう人が
出ないことを心から願います

ご静聴ありがとうございました。